

[27-4] 宮崎-田坂論争に対するコメント

福井 捷朗

[1] これまでの経緯

(イ) 宮崎論文1: 「東北タイ農村における農地貸借と農業共同経営に関する経済分析」『アジア経済』25(11), 1984.11. (DDNL20号に再録)

(ロ) 田坂論文: 「タイにおける農地貸借の種類と性格-宮崎猛氏の所説に関連して-」『アジア経済』27(2), 1986.2. (DDNL本号に再録)

(ハ) 宮崎論文2: 「東北タイ農村における共同経営と土地所有-田坂敏雄氏の批判に答えて-」『アジア経済』投稿中。(DDNL本号に原稿再録)

以下に(ロ)の論点を要約して紹介し、(ハ)がどう答えているかを述べる。次いで、これらに対する私なりのコメントを述べる。コメントを述べるに当たっては、Third Interim Reportの宮崎原稿(DDNL本号に再録。以下では宮崎英文論文と称する)を参考とする。

[2] 田坂論文の論点

1. 調査村における農地貸借の種類

中部タイ、ナコンバトム、ランレーム区における類型は、次の3つであった。

(A) ハイ・タムキン:

親子間にのみみられる。

2型あり:

A-a: 子供夫婦を扶助するため。相続前。

A-b: 「養老地」を貸与する。相続後。

年一度、収穫後に一定量の白米、現金を提供し、恩に報いる(ハイ・ブンケン)

(B) ハイ・ドゥラー:

主として相続後のきょうだい間の利用と管理の委託。(一時他出、非耕作の場合など)白米15キロ/ライを受託者が提供するのが普通であるが、しないこともある。明らかに小作料ではない。

(C) ハイ・チャオ：

通常の地主小作関係。契約上は現物、実際には売却代金。小作料統制によって10パーセント以下に抑えられている。7-10タン／ライが普通。

2. 主たる論点

主論点1. 親子間の使用貸借ときょうだい間のそれを区別していない。前者はA-a, A-bであり、後者はBである。同じく使用貸借であっても、2者関係、相続との関連において、両者は異なるのであり、区別されるべきである。また、使用貸借におけるハイ・ブンクンなどを見落している。

主論点2. きょうだい間の貸借は、Bであって、一種のハイ・ブンクンの授受はあっても、小作料はない。宮崎氏のいう「安い小作料」は間違いである。

主論点3. きょうだい間の刈分を「一種の部分共同経営」として把握するのは、混乱を引起すだけである。

主論点4. 親子間の部分共同経営は、A-aと同じものである。部分共同経営における収穫物の分配は、ハイ・ブンクンと同じである。

主論点5. 以上の4点により、次のように再整理できる。

宮崎氏の再整理

ランレーム区の貸借

親子間使用貸借=親子部分共同経営	ハイ・タムキン
親類間使用貸借=兄弟姉妹間刈分小作	ハイ・ドゥレー
隣人・知人間刈分小作=定額金納小作	ハイ・チャオ
親子全面共同経営	なし

3. 副次的論点

副論点1. 「伝統的土地所有の性格」について具体的説明のないまま、近代的土地所有に対置されている。

副論点2. 現地語の収集が不十分である。

[3] 宮崎氏の反論

1. 「伝統的土地所有」について

以下の様相をもつことをもって、「伝統的」という。

イ、土地を片方しか提供しない共同経営でも共働共食関係であるのは、当該世帯が土地を共有していると理解するのが自然である。

ロ、貸借、売買は単に近親が優先されるだけでない。妻から妻の、夫から夫のきょうだいへが多い。個人の相続地であっても伴侶の意向よりも親族のそれが優先される。

ハ、伴侶に対しても第三者抵抗力をもち（死別した先妻の相続地に夫の権利がない）。

ニ、親子・きょうだい間の貸借は、長期間、無料または廉価である。

ホ、近親者による優先売買権と低価格。

タイ農村の近親集団に関して竹内隆夫氏の「合同家族」説と、北原淳氏の「複合家族」説を並べ、それぞれにおける土地所有観を比較する。前者では、相続終了後にもみられる所有権の制限を説明しうる。後者では、相続前の所有の様相は、未分割財産の分散保管によって説明できるが、相続完了後の制限つき保有に関しては説明できない。宮崎氏は、竹内説を採ることによって相続後の制限付所有を説明し、しかも、このような所有は「共有」であるとす。

2. 共同経営・土地所有・きょうだい間刈分小作の關係

宮崎論文1で近親間刈分小作とした「バン・ハイカン」を、宮崎論文2では「農地貸借型共同経営」とする。その結果、共同経営には、全面、共働型部分、貸借型部分の3つがあることになる。

いずれにおいても土地は共有されており、したがって、参加世帯の所有と共同経営体の所有とは同じものであるとする。

全面；主に親子間、全部門、共同消費、原則として全世帯が労働提供、自給消費経済について部分共同

共働型；親子またはきょうだい間、1部部門、収穫物分配、消費別、全世帯労働提供、一方のみが土地提供

貸借型；共働型とほぼ同じ、ただし、一方が土地を他方が労働提供。

〔3〕福井コメント

1. 田坂主論点に対して

主論点1. 親子間の使用貸借ときょうだい間のそれを区別していないわけではない。ただし、宮崎氏の区別は下位の区別である。もっともプライマリーな区分には登場しないだけである。この異動は、視点の違いによる。相続など社会関係に重点を置く類型化を宮崎氏が試みたわけではな^い。かれは貸借形態が果している経済的意味合いを分析する前段階として類型化したのである。ところで相続を重視する視点だけが正しいことはない。したがって、田坂氏のこの点に関する批判は、当たらない。ハイ・ブクンは、DDでもあるかもしれない。あるいは見落しかもしれない。しかし、それが存在するはずであり、それを報告していないのは見落しであると極め付けることはできない。また、たとえ存在していたとしても、その額が経済的に意味がなければ何ら報告する必要はない。これも社会的視点と経済的視点の違いの問題である。

主論点2. ランレームの小作料は10%以下であるという。それは7-10タン/ライであるという。ならば平均収量は、70-100タン/ライである。ブクンは扱1.5タン/ライ程度と言う。ならば収量の1.5-2.0%である。DDではきょうだい間の小作料は低いといっても33%である。ドゥレーと同じとすることはできない。

主論点3. 宮崎氏は、きょうだい間刈分小作が部分共同経営であるとはしていない。両者を区別した上で、前者の発生原理を考究し、「相互扶助的刈分小作の原型は、兄弟姉妹間で契約される刈分小作であり、その初期形態は一種の部分共同経営と考えられる」といっているだけである。共同経営の事例に親子間のそれが挙げられているので、共同経営とは親子間にだけあるものと間違えてはならない。

主論点4. ランレームにおける使用貸借において貸方の労働提供はないものと理解する。しからばDDの親子間部分共同経営をハイ・タムキンと同一視することはできない。理由は、親も耕作に参加することであり、収穫物は折半が一般で、ブンクン程度のノーミナルなものではないからである。

主論点5. 以上から明らかなように再整理と称する表の内容にはまったく納得できない。

田坂氏は、「彼我の違いは、対象とする農村の違いに由来するというよりも、形態分類の視角＝基準の相違に起因するようである」と書いている。一部はそうである。しかし、大部分は事実の違いによるようである。村落調査の限界のひとつは、一般化が困難なことである。強引な一般化よりも、まずデータに忠実でありたい。

2. 田坂副論点に対して

副論点1. 「伝統的土地所有」なる語は、確かに具体的事例なしに使われている。この点に関しては、批判は的をえている。同感である。それゆえに宮崎英文原稿の校正段階において、幾分か説明を加えるよう編者として注文をつけた。それでもなお、言葉として適切ではないかとの疑問をもつ。

副論点2. 現地語呼称が少ないことは認めねばなるまい。しかし、「現地語の収集を行っていない」との批判は、いささか性急である。書かれていないことと、収集しなかったこととは別である。Second Interim の舟橋論文、宮崎論文2を参照のこと。

3. 宮崎論文2の伝統的土地所有に関して

3-4頁で「伝統的土地所有をこのように規定する根拠は、」とあるが、どのように規定したのか。親子による共有＝伝統的所与とするのなら、根拠として挙げられている五つの項目のうち、親子間以外の共有に関する項目は意味がない。

「土地提供が偏った共同経営があって、それを共働共食とみるためには、共有

と理解するのが自然である」という論法は逆立ちである。「まず、共働共食があつて（事実）、それは、たとえ土地提供が偏っていたとしても、一種の共同経営（宮崎氏の見方）である。なぜならば、土地共有と認識されているからである。」（宮崎英文原稿参照のこと）とすべきである。

伴侶に対する相続上の第三者対抗力は、ひとり土地についてだけではない。相続物件のすべてについてそうではないのか。もし、そうだとすれば、これは土地所有観の問題ではなく、相続慣行一般の問題であろう。伝統的土地所有観の傍証にはならない。

親族との貸借において条件が借方にとってより有利であることは、互助が貸借において具現化していることを物語りはする。しかし、それだけでは個人的土地所有の制限の傍証にはならない。

売買についても同様である。親族が優先されていることだけでは、単なる互助なのか、親族先買権があるのか不明である。ただし、「所属する組織の長に相談し、その長が当該組織内で購入希望者を選定する」というのが事実ならば、親族先買権が成立しており、所有権は制限されていることになろう。しかし、それは事実か？ いかなる集団が組織なのか、その長とは誰のことなのか、そのような相談が実際に行われた事実を明示できるか？

近親間の互助は、まったく恣意的に行われるのではない。種々の共同経営や貸借を通じて互助の形式が確立されている。これらの形態のさらに背景には、個人的所有とは異なった、親族の発言を受入れざるをえないような制限付土地所有観がある。以上が宮崎氏の論旨であろう。しかし、制限付所有を立証できる事実はあまりない。近親互助は、個人的所有観の下であっても可能だからである。制限付所有観を示唆すると思われるただひとつの事象は、夫が夫の、妻が妻の親族と貸借、売買することが多いということぐらいである。

宮崎氏は、あるときには所有権制限といい、あるときには共有という。この両者の間には大きな隔たりがあると考ええる。相続前の親子間において共有意識があり、それが均分相続の背景となることは、長子相続などとの対比でよく理解できる。しかし、親子間の共有意識は、親子共同経営における土地提供の偏りを説明するだけである。問題は、親子以外の近親間における所有意識である。親子間の共同経営は共有意識に基づく→共同経営はすべて共有意識に基づく→

親子間以外の共同経営参加者は、すべて土地を共有している、という立論はまったくおかしい。親子以外の近親間のすべての共同経営、貸借、売買において、当事者が土地共有意識をもつとは限らない。ただ、制限付所有観があるとなれば、共同、貸借、売買の相手の選定傾向がよく理解できるという程度ではないのか。

4. 宮崎論文2の共同経営に関して

近親間の相互扶助的刈分小作を共同経営の1種としたことは、間違いだと考える。その理由は、以下の通り。

イ、そもそも宮崎氏が共同経営としたのは現地でハットナムカンと呼ばれるものである。きょうだい間刈分小作はそうは呼ばれない。これをしも共同経営というのなら、共同経営の定義を新たにせねばならない。

ロ、共同で経営するとは、土地、資本、労働などの生産要素を共同で負担し、収益を負担に応じて配分し、危険を共に負担し、経営に等しく参加することであると宮崎氏自身が述べている。このうち、土地の提供については、少なくとも親子間の場合共有意識があるから、表面的な偏りは問題としないとした。きょうだい間刈分において、これらの条件が満たされているというのか。

ハ、ハットナムカンの肝心な点は、土地の提供、収穫物の分配、危険負担だけでなく、文字どおり「共に働く」ことにある。共に働かないならば、いかに相互扶助を目的としようとしてもハットナムカンではない。だからこそ近親刈分はハットナムカンとは呼ばれない。ところで、この共働をもって共同経営の要としたのではなかったのか。

5. 総括

田坂氏の主論点のすべては、見当はずれである。答えるまでもないことと考える。

むしろ副論点である伝統的土地所有に関する指摘は正しい。

宮崎氏は、近親間刈分小作の位置付けについて、間違った対応をした。むしろ

原論文のままで良かったのではないか。

土地所有観に関しては、具体的データを欠いたまま、無理に背伸びしすぎた。少なくともこれまでに分析されたデータをみる限りは、所有権制限（親子間をのぞいて共有ではない）でさえも、十分には立証できないのではないか。

その他の田坂氏論点に対して、宮崎氏が答えていないのは、福井と違って慎重だからか。